

負担額減免等認定申請の留意事項等について

令和8年8月1日以降も引き続き介護保険施設へ入所又はショートステイをご利用する場合で引き続き軽減の認定を受けようとする方は、別紙の「お知らせ」のとおり申請が必要となります。

つきましては、**令和8年7月31日まで**に下記の必要書類を添えて介護保険センターにご提出（※郵送可）ください。この認定結果については、令和8年7月下旬に住所地（送付先変更手続きをされている方は変更後住所）へ送付します。

また、申請書等の提出が7月中旬以降になる場合は、認定結果の送付が8月になる場合があります。

なお、同一世帯の中に市町民税の申告をしていない方がいると、所得状況が把握できず正しい認定ができない場合がありますので、年金などの収入がない方や、収入が少なく確定申告を行ってない方も、市町民税の申告を行った上で申請してください。

～ 申請に必要なもの ～

（配偶者がいる場合は、下記添付書類はご本人及び配偶者の2人分となります）

1 介護保険負担限度額認定申請書及び同意書（裏面）

※代筆の場合は、代筆者の身分証明書（免許証等）の添付が必要となります。

※成年後見人が申請をする場合は、登記事項証明書（写し）の添付が必要となります。

2 本人と配偶者の預貯金口座残高の写し【すべての銀行口座や郵便貯金口座等（定期預金含む）】

① 銀行名・支店名・口座番号・名義人のわかる部分の写し

※インターネットバンクの場合は口座残高ページを印刷したものをご提出ください。

※生活保護受給者は預貯金等の要件がないため提出は不要です。

② 最終の残高及び普通預金は過去2ヶ月間の入出金の状況がわかる部分の写し

※最終記帳日が古い場合は一度記帳してからご提出ください。また、定期預金は記帳していない場合が多く見受けられますので、預金等の異動がある場合は記帳をお願いします。

なお、年金が振り込まれる通帳が提出されていない場合や疑義がある場合等に金融機関に照会する場合があります。

【注】申請前に預貯金などから、基準額を下回るような多額の引き出しがあった場合、領収書など支払いを証明できる書類の提出がなければ、引き出し前の預貯金額で判定を行いますのでご了承ください。

3 投資信託・有価証券等がある場合には、証券会社や銀行の口座残高の写し

※農協等の出資金がある場合は証書の写し、金・銀などは購入先の銀行等の口座残高の写しをご提出ください。

4 負債（借入金・住宅ローン）がある場合は、借用証明書の写し

5 令和8年1月1日時点の住所地が三好市・東みよし町以外の場合は、令和8年度所得課税証明書の写し

6 境界層措置を受けようとする場合は、福祉事務所が発行する境界層該当証明書

申請書類に不備があると受付できませんので、上記をよく確認して申請してください。

また、虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。